

暴力団追放に関する決議

私たちは、法と正義に貫かれた社会体制の下で、身体・生命・財産の安全と平穏な社会生活の実現を念願し、この願いを脅かす暴力団の追放を決意し、これまで、昭和54年2月定例会、昭和58年9月定例会、平成4年9月定例会に暴力団追放等の決議を行うなど、警察をはじめとした関係諸団体と一体となって積極的に暴力団追放活動を進めてきたところである。

さらに、富士宮市は平成24年7月に「暴力団排除条例」を制定し、暴力追放銃器根絶と安全安心なまちづくりに力を注ぎ、市民とともに、明るく住みよいまちづくりを目指して取り組んできた。

しかしながら、指定暴力団山口組の2次団体である良知2代目政竜会が市内に事務所を構え、活動を開始しており、地元住民をはじめ市民は、大きな不安と恐怖を感じている。

住民生活の奥深くに根を張る暴力団の存在は、市民に多大な不安と被害を与えるとともに、健全な社会経済活動をも脅かすものである。

中でも、次代を担う青少年の健全育成や生活環境に及ぼす影響は計り知れず、決して看過することができない重大な社会問題である。

よって、新たに「暴力団事務所の撤退と暴力団追放をめざす」という強い決意をもって、市民や関係諸団体とともに連携・協力し、明るく住みよい郷土の実現に向けて邁進することを決議する。

令和2年9月14日

富士宮市議会